

特定農業振興ゾーン設定計画

| 項目 | 内容 | | |
|--|---|--------------------------------------|--|
| 位置及び規模 | 面積 <u>22</u> ha 地区 <u>広陵町 百済川向</u> | 別途図を添付 | |
| 地域の現状、課題と設定の目的 | 地域内では、農地整備未実施で農道も狭く、用排水路の整備が遅れている。 担い手の高齢化により今後、不足が見込まれる。 このため、特定農業振興ゾーンを設定することで、農地整備による農作業の効率化を図り、外部からの担い手や認定農業者等の参入を誘導する。 | | |
| 高収益作物への転換 | 農地整備による水田の大区画化などにより、水稻の作業の効率化やコスト低減するとともに、ナスや軟弱野菜などの高収益作物への転換を促す。 | | |
| <p>耕作放棄地の解消・防止</p> <p>地域内に存在する耕作放棄地は約0.5haであり、農道が狭く農業機械の進入が不可能な農地で多く発生しているため、農地整備により農業機械が進入できる農道整備を行う。</p> <p>また、担い手の高齢化と後継者不足により、新たな耕作放棄地の発生が見込まれるため、農業委員会が中心となって、農地中間管理事業を活用し、担い手への農地のマッチングを積極的に進め、耕作放棄地の発生を未残に防止する。</p> | | | |
| 多様な担い手の確保 | 地区外等からの担い手や認定農業者等の参入を誘導することで農地集積、高収益作物への転換を図るとともに、集落営農組織の設立等により、下記の目標を達成する。 | | |
| | 担い手 | 現況 (5~10年後) | |
| | 人・農地プランの中心経営体 | 4人 (4人増) | |
| | 認定農業者 うち法人 | 4人 (2人増) 法人 (法人増) | |
| | 認定新規就農者 | 0人 (1人増) | |
| | 基本構想水準到達者 | 3人 (3人増) | |
| | 今後育成すべき農業者 うち法人(企業等) うち任意団体(集落営農等) | 0人 (2人増) 0法人 (1法人増) 0団体 (1団体増) | |
| 担い手への農地集積 | ゾーン内は水稻中心であるため、農地整備により水田を大区画化した上で、農地中間管理機構等を活用し担い手への農地の集積を図る。 また、水田の畑地化を行い、畑作を中心に行うエリアを設ける。 | | |
| 農地の整備 | ゾーン内の農用地約22haは未整備で、農道も狭く用排水路の整備が遅れている。このため、地元の要望にあった農地整備事業を実施し、水田の大区画化及び大型の農業機械が通 | | |

様式 1

| | |
|-------------------------|---|
| | <p>行できる農道の整備を行う。</p> <p>また、暗渠排水や畑地化用かんがい施設等の水利施設整備を行い、ゾーン内に畑作を中心に行うエリアを設ける。</p> |
| 農業の近代化（先進技術導入）のための施設の整備 | |
| 都市計画等他の計画との関係で留意すべき事項 | |
| 農業委員及び農地利用最適化推進委員の役割 | <p>遊休農地調査を実施し、農地中間管理機構と連携を図り、地域内の担い手に集積する。</p> |
| その他 | |